

第3回

産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会

令和7年9月16日

(午後 6時30分 開会)

○砂賀事業連携担当課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第3回産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当する福祉局子供・子育て支援部事業連携担当課長の砂賀でございます。本日の進行を担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

もし、声が聞こえていないとかいらっしゃいましたら、挙手機能で教えていただければ、事務局のほうで対応いたしますので、教えていただければと思います。

まず、資料の確認をお願いいたします。

お手元の資料の1ページ、次第をめぐっていただきましたところが検討会の設置要領となっております。3ページ目に資料の2、委員会の委員名簿。それから、4ページ目、資料の3、共通受診方式導入に向けた検討の進め方の資料。それから、5ページ目、資料の4、導入に当たっての整理事項。それから、7ページ目、資料の5、受診票の様式。それから、少し進んで10ページ目、資料の6、連絡票の様式。それから、12ページ目、資料の7、事務の手引き。かなり飛んでいただきまして、24ページ目、こちらが標準要綱(案)となっております。

続いて、参考資料となっております、全部で41ページとなっております。過不足等ございませんでしょうか。

(なし)

○砂賀事業連携担当課長 それでは、続きまして、検討会の運営についてご説明いたします。

検討会は、公開となっております、本日は、傍聴の方、報道機関の方も2名いらっしゃいます。配布資料、議事録につきましては、設置要領第10に基づき、後日ホームページで公表することを申し添えます。

議事録につきましては、事務局で作成いたしまして、事前に委員の皆様を確認を取らせていただきます。

また、本日は会場とオンラインによる実施となっております。会場にいらっしゃる方におかれましては、発言に際しては、お手元のマイクをご使用いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。また、オンラインで参加されていらっしゃる方は、手を挙げるボタンを押していただき、私から指名の後、ミュートを外してご発言いただきますよう、お願いいたします。

それでは、次第の2の委員紹介に入ります。3ページ目の名簿をご覧ください。関係団体、行政機関の区分ごとに五十音順となっております。名簿順にご紹介させていただきます。

東京精神神経科診療所協会事務局長、海老澤委員でございまして、オンラインでご参

加の予定ですが、遅れてのご参加になります。

続きまして、東京都医師会理事の落合委員でございます。

○落合委員 落合でございます。東京都医師会の理事でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長

続きまして、東京産婦人科医会理事の兵藤委員でございます。オンラインでのご出席です。

○兵藤委員 兵藤です。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長

続きまして、瑞穂町福祉部子ども家庭センター課長 島崎委員でございます。オンラインでのご出席です。

○島崎委員 瑞穂町の島崎と申します。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長

続きまして、八王子市健康医療部大横保健福祉センター担当課長兼子ども家庭部子ども家庭センター大横担当課長、星野委員です。オンラインでのご出席です。

○星野委員 八王子市の星野です。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長

続きまして、葛飾区健康部青戸保健センター所長、柳池委員です。オンラインでのご出席となります。

○柳池委員 いつもお世話になっております。葛飾区青戸保健センター所長です。どうぞよろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長

なお、事務局は、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

続きまして、次第の3、都内共通受診方式導入に当たっての課題と方向性に入ります。

資料3に検討の進め方を添付しております。本日は、青枠で囲みましたとおり、健康診査の内容や公費負担額、受診票や連絡票の様式に加え、事務の手引きや標準要綱についてご議論いただきたいと考えております。今後、五者協での協議を経まして、令和8年10月から共通受診方式の開始を見込んでおります。

続きまして、資料4の整理事項、資料5の受診票について、事務局からご説明させていただきます。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 事務局の川嶋です。

資料4、都内共通受診方式導入に当たっての整理事項をご覧ください。

こちらは、前回の検討会でもお示しいたしましたが、主に赤字下線の部分を追加しております。まず、対象者についてですが、原則産後2か月以内の産婦としております。また、受診票利用開始日ですが、令和8年10月1日といたしまして、具体的には、10月1日以降に出産した産婦といたします。

次の制度周知につきましては、都から医療機関等へ通知するとともに、医療機関向けの手引きの作成や研修を通じて、運用に関する理解促進を図りたいと考えております。

医療機関と区市町村の連携についてでございますが、こちらは、前回の検討会でもご議論いただいたところでございますが、精神的な面で気になる産婦がいた場合など、区市町村のフォローを急ぐ場合は、医療機関から区市町村へ連絡票を用いてご連絡いただきたいと考えております。連絡票の様式につきましては、後ほど議題で触れさせていただきます。

最後に、公費負担額に戻りまして、こちらは前回からお伝えしており、国の補助単価を基準といたしまして、5,000円としております。こちらは医療機関への委託単価ということで、今回受診票で定めた健診項目につきましては、この単価で実施していただくこととしております。

続いて、資料5、産婦健康診査受診票様式（案）について、前回からの変更点を中心にご説明いたします。受診票自体は3枚つづりでございますが、その上に6ページの産婦健康診査のご案内を表紙としてつける予定でございます。こちらは受診票の利用開始時期や受診方法等、産婦健診受診に当たっての注意事項をまとめたものになります。

7ページ目からが受診票になります。1枚目は医療機関控、2枚目は産婦控、3枚目は医療機関が国保連に送付する請求原票で、3枚複写式となっております。

まず、1枚目の医療機関控について、ご説明いたします。

こちらは前回の検討会から修正した箇所を赤字としております。

こちらの健診は、区市町村のほうで、健診結果をデータ入力する必要があり、国から全自治体共通のデータ入力フォーマットが示されております。そのフォーマットに合わせ、日付を和暦から西暦記載としたほか、体重を小数第1位まで記載するよう修正、また、尿蛋白・尿糖を5段階表記に修正いたしました。

また、精神疾患の既往・現病歴欄については、既往のみではなく、現病歴の把握も重要であるというご意見もあり、今回新たに現病の欄を追加しております。

次に、2枚目の産婦控についてご説明いたします。

こちらは前回の検討会での協議や先行自治体の事例を踏まえ、医療機関控から一部の項目を削除しております。具体的には、下のところにある産婦のメンタルヘルスに関する記載を削除してございまして、精神疾患の既往・現病歴、服薬歴、生活環境や育児に関する心配事、それから、アンケート点数、その他欄を削除したほか、総合判定欄の経過観察の括弧内を削除しております。

最後に、3枚目の請求原票についてですが、こちらの記載項目は1枚目の医療機関控と同様となっております。こちらの原票が、国保連を経由し、健診から約1、2か月後に区市町村に届く形となります。

私からの説明は以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまご説明した点につきまして、ご意見、ご質問等ある方

はいらっしゃいますでしょうか。オンラインの方、挙手機能で手を挙げていただきますようお願いいたします。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員 お世話になっております。八王子市、星野です。

この産婦健康診査受診票の本人産婦控のところ、下の精神疾患の既往や点数などが削除された点は、前回の委員会の意見等を踏まえ、修正いただいてよかったと考えています。

一方で、前回もちょっと話題にはしたところですが、このアンケート1、2というところについても、八王子市では、これは産婦さんにお渡ししない形で運用していて、その理由の中に、余白のところで、医療機関が追加質問をしたり、点数などを記載して活用しているというような実態がある関係で、削除していただいた点数だけでなく、通常の質問項目等もお渡しはせず、市町村等で管理するということでお渡ししない様式にしているので、今回、その点が議論できるのかどうか、ちょっと分からなかったんですが、気になった点として発言しました。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ご質問をありがとうございます。

すみません。私の理解不足で恐縮ですが、今おっしゃったのは、上の太枠のアンケート1、アンケート2のところのお話で大丈夫でしょうか。

○星野委員 そうです。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

こちらも八王子市さんの運用の中では、産婦さんにはお戻ししないというご趣旨かと思いますが、委員の先生方、いかがでしょうか。ここについては、まだ案の段階ですので、ぜひご意見をいただければと思います。

○落合委員 落合ですが、これは3枚カーボンコピーみたいなものですか。

○砂賀事業連携担当課長 はい。

○落合委員 この2枚目、要するに削除されたものというのが一番最後に来るようにしたほうがいいんじゃないんですか。どうですかね。それは、別にあまり大きなあれではないかもしれないけども、要は、3枚目まできちんとカーボンがうまくいくかどうかという、そういう心配です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

今の部分は、ほかの健康診断の受診票と同じ順番になっているそうなんですけども、ただ、こうではなくてはならないというこだわりがあるわけではないので、印刷会社等に技術面などを確認させていただいて、きちんと複写ができるような形で検討させていただきます。

続きまして、すみません、お二人、手を挙げてくださっていらっしゃいまして、兵藤先生、いかがでしょうか。

○兵藤委員 第1回目からの蒸し返しかもしれませんが、このアンケートの内容をやっ
ぱり自治体が管理、保管する意義とリスクというのが気にはなるのと、別の側面から言
うと、結構いろんなところをやっているかもしれないけど、これ、丸をつけ
たところをスコアリングして、点数を足すのはそこそこの作業なので、例えばタブレッ
トなんかを用意していて、それでチェックし終わった時点で、自動的に点数が出ている
ということをやっているところも結構あるのかもしれないです。

うちは、そこまでじゃないけれども、書いてもらったのを見ながら、コンピュータの
中に入力すれば、自動的に点数が出てくるのをやっているんですけど、もともとの内
容は、別に今回、オリジナルというわけでは当然ないですから、既存のフォーマットを
それぞれの施設が持っている中で、別に改めて書くというふうにはせざるを得な
いところが出てきたりすると思うんですね。

なので、もし、この内容まで全部管理しなくてもいいんだったら、アンケートは別紙
にしてしまったほうがすっきりしていいんじゃないかなと、やっぱりそこに戻ってしま
うんです。すみません、多分何度かこの意見を出したかと思うんですけど、何でわざわざ
これまで一緒になった紙でいくのかというのがやっぱり疑問です。すみません。

○砂賀事業連携担当課長 兵藤先生、ありがとうございます。

まず、ご質問を一通り伺わせていただくということで、柳池委員、いかがでしょうか。

○柳池委員 すみません、葛飾区でございますが、葛飾区でも、このアンケートの内容に
つきましては、ご本人控がない形で今実施していると。その理由については、やはりご
本人の情報が万が一家族に知れてしまうことや、また、鬱と診断されてしまったという
この項目をつけたことによって、後でご本人が鬱と診断されてしまったというところの
そごを防ぐために、今現在では回収はしているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） ご質問をありがとうございました。

兵藤委員からいただいたご質問ですけれども、こちらが1枚になった理由といたしま
しては、こちら、国保連のほうに請求するに当たりまして、こちらのアンケートと健診
結果のところは別々だと管理ができないというところで、今回、こちら1枚のA4の形
でまとめた経緯がございます。

○砂賀事業連携担当課長 兵藤先生、いかがでしょうか。国保連の事務の関係で、どうし
ても1枚にアンケートの内容も含めて健診の内容をまとめるというところが。

○兵藤委員 1枚にというのもそうですし、やっぱり国保連合会ですか、要求している大
本とは。その理由は、聞いていらっしゃいますか、何でこれアンケートの中身まで欲し
いのという。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 区市町村に最終的にこちらのアンケートの
内容は行くと想定しておりまして、返却するときに分かれていると、なかなか同じ人
というのを一緒に返すのが難しいというところがございます。国保連合会では、特にこの

アンケートの中身についてご意見があったというところではないという状況でございます。

○兵藤委員 そうなんです。

そうすると、各区市町村は、この結果を一括して保管されたいんですか。

○砂賀事業連携担当課長 八王子市さん、葛飾区さん、瑞穂町さん、よろしければ、自治体の状況を教えていただければと思います。

では、まず、瑞穂町さんは今やられていないと思いますので、八王子市さん、お願いできますでしょうか。

○星野委員 兵藤先生、ありがとうございます。

八王子市では、今、国保連ではできないということでしたけど、兵藤先生が言ってくださったように二つに分かれていて、分かれているうちの自治体控というのは市のほうに戻ってくるような仕組みになっているということと、後で出てくる連絡票で頂いた方については、早めにファクスを頂くような、そういったような対応をしているところになります。

ただし、今の意見の中で、1枚でなくてはいけないのだとすると、このアンケート1、2のところも複写を外すような形ということは可能なのかなというふうに考えましたが、そちらについてもご検討いただければと思います。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

今の複写を外すというのは、市に戻る分についても、このアンケートの結果は要らないという理解でよろしいでしょうか。産婦さんに返すものについては、複写を外すということは先ほどのやり取りで理解をしたんですけども、市に戻るものについても要らないという理解でよろしいでしょうか。

○兵藤委員 今のお話だと、市に戻るものだけにあればいいということですよ。国保のほうにも要らないし、本人のほうにも要らないし。

○星野委員 そうですね。

○砂賀事業連携担当課長 国保連に行くものと市に戻るものというのは、同じものになるんですけども、市には必要という理解で大丈夫ですか。

○星野委員 市には必要になります。お願いします。

○砂賀事業連携担当課長 分かりました。そうしますと、1枚目が医療機関の控えで、2枚目が産婦さんに行くんですけど、3枚目は国保連を経由して区市町村に戻るものになりますので、おのずと国保連と区市町村の持っている情報を同じにせざるを得ないというところになります。

葛飾区さん、いかがでしょうか。

○柳池委員 葛飾区です。

葛飾区においては、最初のご質問で、この控えのほうをどうしているかというところ

につきましては、控えは結果のほうをシステムのほうに入力して、個人のフォローのときにはこの内容を活用し、支援をしているという状況でございます。

あと、こちらに戻ってくる内容というところでは、区のほうにこのアンケートの内容がフィードバックされれば大丈夫ということですよ。

○砂賀事業連携担当課長 分かりました。ありがとうございます。

国保連合会と区市町村様に行く紙、3枚目につきましては、やはりアンケートの結果は、自治体さんでは活用されているということなんですけども、このまま載せるという形で、兵藤先生、いかがでしょうか。

○兵藤委員 いや、区市町村がそんなに責任を持ってやってくださるんだったら、いいですけども、ご本人に返すところをそんなに気にしていらっしゃる割に、これ、全員分あるのを毎月、毎月、毎年、毎年というのは、たとえ遡ってどこかで何か間違っごみに出しちゃったとかといっても、すごく、ただのごみ以上に大問題になるわけじゃないですか。大丈夫なんですかというのが。いや、本当に異常があったやつだけを取っておいて、こういうのは残さないほうが安全だと思うんですけどというのをすごく気にしてるわけです。

ちょっと話がそれますが、妊婦健診のほうは、東京都はどこの市町村のも本当にすっきりしていて、何の結果を書く欄も全くないんですけど、お隣の埼玉県なんかは、一々検査結果とかを書かされるんですよ。特に感染症の結果なんか、それを自治体に返しちゃっていいのかなといつも思いながら返していて、その辺、東京都はすっきりしていて、いいなと思ったけど、それと同じぐらいこれ、自治体がまとめてもらうんで、その運搬なり、保管なりと本当に大丈夫かなというのがとても心配なんです。自治体の方が、全ての市町村でしっかりやってくださるということであれば、もうそれはお任せしますで、本当にいいんですかという、ただただそれだけです。

○砂賀事業連携担当課長 先生、貴重なご意見をありがとうございます。

今、昨今この時代を考えると、個人情報扱いというのは、本当におっしゃるとおりだと思います。

一方で、この健診の位置づけですが、区市町村の事業として、各自治体にて実施主体としてやっていただくこととなります。この健診の結果につきましても、各自治体の母子保健の中で、住民に対して必要な支援に役立てていただくという位置づけがありますので、区市町村の皆さんにしっかり管理していただくという前提の下、こちらについては、残す方向でいかがかなというふうには考えております。

○兵藤委員 これ、全ての市町村も分かりましたと言ってくさっているんですか、どこも。

○砂賀事業連携担当課長 そうですね。前回の検討会の資料とかにつきましては、私ども各区市町村様の課長会様であったり、部長会様に対しご説明をさせていただいておりますが、そこについては、特段ご意見をいただいております。

○兵藤委員 何事も起きないことを祈っております。

○砂賀事業連携担当課長 ご意見をありがとうございます。

先ほど、今実施していないところで、瑞穂町さんを飛ばさせていただいたんですけども、今のやり取りを受けまして、もし自治体としてのご意見がありましたら、お願いいたします。

○島崎委員 すみません。町のほうでも、様式の管理というのは町の規定にのっとってできると考えております。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そうしましたら、こちらにつきましては、2枚目の産婦さんに返すところからは、今、いただいたご意見のとおり、アンケート1と2の質問項目自体を削除する、3枚目につきましては残させていただいて、複写の順番につきましては、落合先生からいただいたご意見については、技術面等を踏まえて、2枚目と3枚目を入れ替えるとか、検討してまいります。

○兵藤委員 すみません。どこどこに行くんですか。市町村だけじゃないんですか。

○砂賀事業連携担当課長 3枚目の伝票のお話ですか。

○兵藤委員 国保側は要らないですよ、別に。要求されていないですよ。こんな情報が複数存在するという自体、リスクを倍にしているわけじゃないですか。別に必要とされない場所に、これ、わざわざやる内容じゃないじゃないですか。市町村が、この結果は今後の連携に役立てなきゃいけないからということなんじゃないんですか。今の話を聞いていると、そういうことですねと思ったんですけど。

○砂賀事業連携担当課長 先生、すみません、今、手引きの中にあります請求フローを画面に映しているんですけども、実はこの請求の3枚目というのが医療機関から地区医師会さんを通して、まずは国保連合会に行きます。これが請求原票となって、同じものがその後、区市町村さんに経由されるということで、国保連合会と区市町村さんに行くものは、実は同じものになるんですね。すみません、私どもの説明の順番が悪くて。

○兵藤委員 同じものといっても、国保連合会に何か書類が残りますよね、これ。

○砂賀事業連携担当課長 この書類の控えを残しているかということですかね、国保連さんのほうで。

○兵藤委員 はい。国保連に残る書類は、別にアンケートの内容は必要ないんじゃないですか。

○砂賀事業連携担当課長 そういう意味では、この原票自体は通るんですけども、国保連さんでこれを複写して保管されているとかということはないです。ものとしては、通過して区市町村さんに戻されるのみになります。

○兵藤委員 通過するだけだから、紙が2枚要るんですか。

○砂賀事業連携担当課長 通過する紙、同じ紙になります。その3枚目の紙が。

○兵藤委員 物理的に、こんな情報を含んだものをわざわざ2枚にできるだけしないようにしないということは、考えていらっしゃらない。それよりも、請求が今までどおりで行くことが大事ですか。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） こちらがまず1枚目のところが医療機関の控えになっておりまして、2枚目が産婦さんの控えです。3枚目が今お話にありますとおり、請求原票、こちらが国保連を經由して区市町村に行くものと同じものというところになります。

○兵藤委員 分かりました。医療機関の控えと区市町村の控えの2枚ということですね。国保連合会には、残るものはないと。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 残るものはないです。

○兵藤委員 分かりました。理解できました。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そうしましたら、こちらのところにつきましては、大丈夫でしょうか。

手が挙がっているんですが、もし先ほどご質問いただいた内容と同等であれば、一旦こちらで次の議題に行かせていただければと思います。

葛飾区さん、大丈夫でしょうか。もし何かありましたら、この後のところでも教えていただければと思います。

○柳池委員 特にございませぬ。すみませぬ。下げませぬ。

○砂賀事業連携担当課長 すみませぬ、ありがとうございます。

続きまして、前回の検討会でも議論いただきました医療機関と区市町村との連絡票について、事務局からご説明させていただきます。

資料6をご覧ください。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 事務局の藤原でございます。

10ページ、資料6をご覧ください。

連絡票様式（案）についてご説明いたします。

産婦健診に限らず、母子保健事業での医療機関と区市町村、医療機関同士の連絡にも活用していただけるように作成いたしました。医療機関は、ファクスを伝達手段とされている場合が多いと聞いておりますので、ファクスを送信していただいて、電話で補うことを想定しております。

記入例を11ページのほうに示しましたので、ご覧ください。上の段の太枠の個人情報に当たる部分につきましては、空白のままファクスしていただいて、電話にて、これらの内容を伝えていただくというものです。

次の下のほうにあります連絡事項につきましては、産婦健診の場合、産婦の体調のほか、家族の状況、育児支援状況など、アンケートの2次質問をすることで、気がかりなことですとか、早めに支援が必要な場合など記載していただけるようにいたしました。

その下、メンタルヘルスに関するアンケートの結果を書く欄になります。連絡の目安

を参考にさせていただけるように、左側に目安を記載しておりまして、実際の結果の点数を右側に記載していただきます。さらにその下、母等への説明内容につきましては、情報提供の同意の有無、あと専門病院の受診の必要性の説明が済んでいるか、まだなのか、さらに専門病院の紹介の有無に丸をつけていただくようにいたしました。

連絡票の説明は以上でございます。

- 砂賀事業連携担当課長 ただいまのご説明した点につきまして、ご意見、ご質問等がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

葛飾区さん、お願いいたします。

- 柳池委員 すみません。ありがとうございます。

連絡票のところの太枠の個人情報に関するところでございますが、葛飾区以外でも、恐らく23区の保健センターと思われるところは、もしかしたら、地区の担当制を取っているところが多くあるのではないかと思います。

というのは、その連絡先を一つの保健センターにしてしまいますと、保健センターの電話での聞き取りが、恐らく相当な人数になってしまうことが予測されるので、そういう意味では、せめて住所のところを、葛飾区で言えば、葛飾区青戸何丁目ぐらいまでのところまで記載していただければと、この先のフォローについては、その地区を担当するところの管轄の保健センターから、むしろ速やかにフィードバックすることができるので、そのような余地というか、考えるところはまだ残されているでしょうかという件と質問と両方とでございます。

よろしくお願いいたします。

- 藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） こちらの票は、いずれの場合も使えるようにという最初に申し上げた意図がございましたので、医療機関から保健センターだけの利用ではない想定だったので、そこまで記載するというようなことを考えておりません。後ほど手引きの案をお示しさせていただきますが、そちらのほうに、自治体の各保健センターの一覧表を、ホームページ上からリンクで見ただけというようにすることを想定しております。

ですので、自治体で、1か所で集中してこのファクスが送られるというよりも、医療機関の段階で、既に管轄の保健センターに直接送っていただくというような想定でございますが、いかがでしょうか。

- 柳池委員 葛飾区です。ありがとうございます。

そこまでの担当管轄というところを想定してのことがあるのであれば、ありがたいのですが、そうすると、管轄を一覧、それを加えていくとなると、相当な情報量になってしまうかなと思うんですけど、その辺は大丈夫なんでしょう。でも、とてもありがたい限りでございます。むしろ、そうしていただきたいと思っております。

- 藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） それでは、情報量というところではたくさんにはなりますけれども、一旦この方法で進めさせていただければと思っております。

○砂賀事業連携担当課長 八王子市さん、いかがでしょうか。

○星野委員 ありがとうございます。

2点あります。

1点目は、太枠の中が白いままですと、要は、記入例を見ないと、電話で伝えるということが分からず送ってしまう方もいらっしゃるかと思うので、八王子では、少しグレイアウトというか、少し色づけをして、ちょっと違う扱いだということが少し気づけるようにしているという点が1点と、2点目は、情報提供の同意のところ未確認というものがあるんですが、できればあり、なしという、どちらかで回答いただきたいというふう考えるので、こちらについても検討いただけたらありがたいです。

以上です。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） どうしても未確認という状況が起こり得るかなと思ひまして、これを加えましたけれども、区市町村の方々にとっては、この曖昧なものは避けたほうがよいというご意見だと思ひましたので、その方向で、ほかの自治体の方もよろしければと思ひますが。

葛飾区さんなどはいかがでしょうか。

○柳池委員 大丈夫です。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 逆に、医療機関のほうではどうでしょうか。どちらかということで、はっきりさせていただくことに関しては、

お願いいたします。

○落合委員 そのことではないんですけども、やっぱり未確認というのは、どうしても出てくる可能性はありますよね。

それから、あとはこの連絡票を使って自治体との連絡を取ると、電話確認になるわけですよ。そうすると、ファクスを送って、医療機関のドクターなり助産師がその場に張りついて電話でやり取りする時間が必要になってくるわけですよ。

だから、果たして実際の医療現場で、どういう時間帯に遭遇するかは分かりませんが、例えば1本目のファクスで、何時頃コールバックしてくださいと、そういう方向性があったほうが医療機関としてはいいのかなと思ひますがいかがですかね。

○兵藤委員 この連絡票は、またさっきの票とは別に用意されちゃうんですよ。何かそういう工夫があれば、すごく使いやすいものになるなという印象はあるんですよ。これをまた別に書くのは当然大変ですし、電話で伝えるにしたって、さっき言って、結局これはばらばらなんだったら、この書いてある中身は、さっきのアンケートの票とどうだっけと、それぞれ照らし合わせるとか、すごく煩雑になりそうな気がするんです。

○落合委員 この連絡票は、葛飾区かどこかが使っているんですけど。ちょっとご意見を伺えればと。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 葛飾区さん、実際の状況についてお願いいたします。

○星野委員 八王子市でよかったですか。葛飾区さんからでしょうか。

○砂賀事業連携担当課長 葛飾区さんを今、藤原からご指名させていただいたんですけど、もしかしたら音声の具合とかが悪いかもしれないので、申し訳ないですが、八王子市さん、お願いできますでしょうか。

○星野委員 承知しました。

八王子市のほうは、実はもともと葛飾区さんのやり方等をいろいろ教えていただいて始めているので、多分恐らく同じかというふうには思っておりますけれども、昨年度の状況で約1,900名の方がこの産婦健診を使われていて、そのうち、約14%の方がこの医療機関から連絡が来ている状況にありますけれども、その医療機関から来ている中では、トラブル等はなく、ファクスを送ってくださった後、すぐご連絡くださって、対応しているというところでスムーズに行えている状況です。令和5年は約1,000名受診されて、医療機関からは約150件連絡が来たというような状況にあります。

以上です。お願いします。

○兵藤委員 ちょっと質問させていただいてよろしいですか。

○星野委員 はい。

○砂賀事業連携担当課長 お願いします。

○兵藤委員 この連絡票は、もしかして、さっきのアンケートとかとは全く別に用意されるものですか。

○星野委員 はい。先生、全く別に準備がされているものでして、要は、もうこの診察が終わって、夕方などに病院が連絡くださっているような、そういったような状況がおありかと思えます。

○兵藤委員 そうだとすれば、さっきのアンケートと連動させなくてもということになってくるわけですかね。

○星野委員 そうですね。その電話で、診察のときの様子なんかを少し助産師さんたちが付け加えて説明いただくというような形で、連絡いただいているような状況にあります。

○兵藤委員 何かちょっと表現はすごく雑で申し訳ないんですけど、言ってみれば、各医療機関独自のメモ用紙でいいところを、一応こちらでもこんな感じでどうですかと用意した、そういうものという認識で合っていますか。

○星野委員 そうですね。先ほどの支払いとは別なものでして、かつ混乱がなく必要な自治体が必要な情報等、先生方とやり取りできるものというふうに整理したメモといっても、差し支えはないものではあると思えますが。

○兵藤委員 要は、アンケートとかは何千枚とかと出てくるんだけど、この連絡票が必要になる人は、それこそ10人、20人とか、そんなものですよ。そういうことですよね。

だとしたら、ここの太枠のところ、医療機関のほうは、その内容とアンケート自体はやっぱり一致させる何らかの手段を持っておこなきゃいけない。これを連絡する先の自

治体には、この人はこの人だという、誰だというのが間違いなく伝わらなきゃいけない
というのを、何かあまりこうやってくださいというのはないほうがかえっていいのかな
という気もしてきます。すみません、何かあまりためになる答えにならなくて。

○星野委員 先生、ありがとうございます。

もう一点だけ発言させていただくと、今度は東京都で受診券方式になると、今は八王
子だと、八王子内の委託の病院だけになりますが、いろんな自治体様からの、医療機関
様から頂くという流れになると思うので、情報のやり取りがかなり整理されておかない
と、難しい点もあるかと思えます。

○兵藤委員 すごくむちゃでコストのかかる注文かもしれませんけど、さっきのアンケー
トの紙で、名前の部分がシールか何かに貼って、これに貼ることができれば、楽は楽な
んですけど、コストが全然かかっちゃいますよね。

○星野委員 東京都さん、いかがでしょうか。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 受診票の様式については、複写式になっ
ていて、シールの貼り方というのがなかなか難しいかなというふうには感じているところ
です。ご本人さんに名前を書いていただいて、複写式になりますので。

○兵藤委員 全員にこれを用意するのは無駄ですしね。

要は、何かもう一回、必要な人の分の名前を書き出すなりなんなりするところが……、
しょうがないんですかね。

○落合委員 この事業は、ほかの都道府県でも随分先行していますよね、神奈川とか、
幾つかの都道府県で。そういうのはお調べになったんですか。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 近隣の自治体について調べた上で、そ
れぞれのよいところを合体させたというような形になります。

○落合委員 じゃあ、ベストオブベストということで。はい、分かりました。

○星野委員 あともう一点だけ、すみません、申し上げてもいいですか。

兵藤先生、この氏名欄は、未記載でファクスをいただく形になっていまして、電話で、
口頭で聞き取る形になっております。

ただ、連絡して下さった方と下に書いた点数の方が異なると、それはちょっと困り
ますけれども、そういったちょっと煩雑さはあるかもしれませんが、名前をもう一度書
いていただくということは、発生しないのかというふうに思います。

以上です。

○兵藤委員 すみません、この名前を書くのは医療機関の人ですかね、そうすると。

○星野委員 いえ、先生、違います。

○砂賀事業連携担当課長 いえ、区市町村の方で電話で聞き取ったものを書いていただく
という想定です。

○兵藤委員 なるほど、そういうことか。市町村側では、これは連絡票の内容と、さっき
頑張って保管しますと言っていたあのアンケートとは別に照らし合わせない。

○星野委員 はい。兵藤先生、照らし合わせることが難しくて、実は、国保連からは2か月後に届くので、まず、国保連から来る前に先に医療機関から頂くということと、あと個人情報データをファクスで送らずにやり取りするというのが工夫している連絡票というような扱いになります。

○兵藤委員 話を蒸し返してあれですけど、だったら、なおさらアンケートの中身は医療機関だけに残るのが一番いいんじゃないんですか。

それはさておき、いや、各医療機関に責任を持って産婦さんを診ているわけなので、確かに市町村としては、連絡があった人について、そういう役割をどんどん果たしていけばいいし、各医療機関がやれるようなお膳立てだけと言ったらあれですけど、お膳立てをしてあげるとするのが一番の目的なので、そうしたら、連絡票はさっきおっしゃった市町村の方が書く分には、これぐらいの内容、分かればいいかなということで、やっぱりそうすると、なおさら医療機関が言うところのアンケートは、こうやって点数で保管してる、点数で聞き取っているというぐらいで、市町村は役割を果たせるわけですから、それでいいんじゃないんですか。国保連から市町村に渡るあの3枚目でしたっけ、要は、全然この人にこの診察を行いましたという情報だけあればいいんじゃないんですか。医療機関は、アンケートの結果を持って、この必要な人を市町村に連絡する、それが一番安全じゃないんですか。

○砂賀事業連携担当課長 八王子市さん、手を挙げていらっしゃいますでしょうか。

○星野委員 兵藤先生、すみません、八王子では、受けていただいている医療機関から、後から戻ってくるものについても、きちんと管理をして、健康カルテというようなものなどに入力をして、管理をしておりますので、たとえその2か月後であっても、戻ってきたものについては管理しているという点が1点と、電話でもどの質問項目で何点がついたというようなことも併せて聞き取って、こちらでは、余白に書いて早期にお母さんに電話をして対応しているというような状況があるので、国保連は経由しますが、できれば、自治体にはアンケートの結果が戻るような仕組みでお願いできればというふうに八王子市では考えております。

以上です。

○兵藤委員 だから、そこが聞き取りだけでは駄目なんですか。聞き取りだけでは、足りない。

○星野委員 そうですね、後で別な者が入力作業などをしておる関係で、聞き取ったものをまた読み取って入力するというと、間違いの元にもなりますので、かつ、ほかの方たちも全員管理、早期に電話を入れる人以外の管理もしているので、ご検討いただければありがたいです。

以上です。

葛飾さんのほうもお話を伺えればと思います。お願いします。

○柳池委員 葛飾区です。

兵藤先生、いろいろとご意見、ご心配なご懸念のところ、ありがとうございます。

葛飾区ですと、4月から8月まで26件ぐらいの今手元にファクスでの送付用紙がございまして、その理由としては、やはり質問項目によっては、保健センターのほうの保健師のほうが速やかに支援を介入できるような目的で、早期に介入するということところが大きな目的として、このファクス用紙を頂いて、タイムリーに支援するというところの目的から、このファクスの連絡の必要性はあると考えておりますし、今現在も、そのようなファクスを頂いてから、早期に介入をしているという現状でございます。

その割合ということでは、今現在、4月から8月までで26件でございますが、年間では1,600件から、出生は2,600前後ですので、その中の割合としては、5.6%から6.5%ぐらいの割合でフォローがなされていると認識しております。

あとは、内容でございますが、八王子市さんも言うていただきましたように、その内容を後でシステムのほうに入力する作業がございまして、それから、国の標準化システムが令和9年10月から開始されると思いますが、そのシステムの入力の標準化の内容においても、この細かい質問項目によって入力項目がなされていることから、この内容を市町村のほうに情報提供いただけると、その入力にもスムーズになってくるかと想定されます。

よろしく願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 兵藤先生、いかがでしょうか。

○兵藤委員 すみません。ちょっと途中、聞き漏らしたかもしれませんけど、やっぱりファクスはファクスで、早期の対応が必要で、やっぱりアンケートそのものがその後の管理に活用されているということですね、八王子市さんと同じで。

○柳池委員 はい、そのとおりでございます。個人個人の支援を、このファクスを頂いた方以外にも支援しているケースは多数ございますので、この票を基に後の支援にもつなげておりますので、有効活用させていただいているという状況でございます。

○兵藤委員 分かりました。

そうしたら、もうこの連絡の手段でファクスを使うんなら、これ、最終的に都のほうに何かそういうのを、システムをつくれれば、多分皆さん、喜んだりしませんかねと思っちゃいました。

○砂賀事業連携担当課長 先生、ご意見をありがとうございます。

実はDXにつきましては、母子保健DXという流れが国を中心に進んでおりまして、PMHという情報連携基盤に、将来的には自治体と医療機関と、今、紙で持っている母子手帳がみんなそこにつながって、情報がリアルタイムで共有されるというシステムの構想が動いています。そういったところにも将来的には産婦健診も入れていければと思っております。

○兵藤委員 それまでのということですね。

○砂賀事業連携担当課長 はい、さようでございます。

いろんなご意見をありがとうございます。

瑞穂町さん、手を挙げていらっしゃるんですが、いかがでしょうか。

- 島崎委員 瑞穂町は、公費ではやっていないんですが、八王子市さんや葛飾区さんと同じように、必要があれば、医療機関からファクスで連絡票でやり取りしてるというような状態でありまして、2か月後に結果が町のほうに届いたとしましても、やはりシステムに入力したりということで、その後のケースの支援に役立てていくということを想定をしておりますので、八王子市さんや葛飾区さんと同じようなことで、やっていただければ助かるなというふうに考えています。

以上です。

- 砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

今回お示した連絡票は一つのひな形ということで、兵藤先生がおっしゃったとおり、この様式に限らず、もし、医療機関様のほうでこの様式でいうものがあれば、それでも構わないと思います。ただ何もないとやり取りが難しいというご意見がありましたので、東京都のほうで作成しております。産婦健診の実施主旨にのっとり、早期に連絡が必要な産婦さんの情報共有がスムーズにやればよいなと思っております。

落合先生にご意見いただきました、何時ぐらいに電話しますとか、何時頃が都合がいいですということについては、枠外にそういう記載があると、お互いのコミュニケーションがスムーズになると思われましたので、事務局のほうで案を作らせていただきまして、後日また展開をさせていただければと思います。

そうしましたら、連絡票につきましては、一旦これで区切らせていただきたいと思います。

続きまして、次第の4、事務の手引き及び標準要綱の検討についてでございます。

資料7の事務の手引き、資料8の標準要綱について、事務局からご説明をさせていただきます。

- 藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 資料7、12ページをご覧ください。

医療機関向け産婦健診事務の手引き（案）についてご説明をいたします。

受診票の利用開始日は、令和8年10月1日以降といたします。

13ページをおめくりください。共通受診票の利用開始時期の対象者の考え方をお示ししております。

まず、①出産予定日も出産日も10月以降の場合は、問題なく利用できますけれども、②出産予定日が10月以降だったにもかかわらず、出産が10月より前になった場合、これは医療機関で対応に迷うことがあると思いますので、考え方について具体例をお示ししております。正期産の場合、早産の場合というふうにお示しをいたしました。

③が出産予定日が10月より前で、出産が10月1日以降の場合、受診票が交付されていないという可能性があります。実際には受診票を使用していただけの方が対象になりますので、対象者や医療機関から区市町村にお問合せをしていただいて、使用でき

るようにご対応をお願いする部分になります。

なお、9月30日までに出産した方ですとか、10月以降に里帰りでお産した方への償還払いの対応につきましては、各区市町村のご判断でご検討をお願いしてまいりたいと思います。

続きまして、16ページをご覧ください。

ここからは、受診票の各項目の記載方法についてお示しをしております。

順番に項目がございまして、続いて17ページをご覧ください。

一番下の欄が今後の指導と区市町村への連絡事項となっております。ここについては、受診票の該当するものに丸をつけることと、引継ぎが必要な場合の例をお示ししまして、連絡票を活用していただくような記載となっております。

続いて、18ページをご覧くださいいただければと思います。アンケート1の取扱いについての説明になります。

項目が1から10まで各項目で1点以上がついた項目について、産婦が抱えている気持ちを具体的に聞いていただくことにしております。点数をつけることが目的にならないように注意していただくよう、マニュアル、具体的に、日本産婦人科医会が令和3年4月に発行されたものの93ページから94ページをご覧くださいというような形を取っておりまして、本日の参考資料のほうに、実際のページを出ささせていただいておりますが、このように具体的にページを振らせていただきました。区市町村でのフォローが必要と判断した場合は、連絡票を活用していただくというものと説明させていただいております。

20ページに戻っていただきます。

こちらは、区市町村や専門医療機関等との連携について、連絡票の活用と引継ぎの例を具体的に示しました。

続きまして、22ページは、よくある質問としまして想定されるものを記載しております。四つ目にあります実施施設の欄に、出産した施設以外で受診した場合、受診票を使用することは可能かという質問に対して、出産した施設で受診することが望ましいと回答しております。妊娠や分娩の経過で、ハイリスクと診断されるなど、助産所などからより高度な医療の対応ができる分娩施設に変更される場合がありますので、最終的に分娩した施設での健診が望ましいという回答をしているものになります。

23ページが最後になりますが、先ほど連絡票を使っていた際に、区市町村の連絡先をこちらで示しておりますというふうにお伝えしましたが、リンクがすぐに分かるような形で、区市町村の連絡先を書いておくことと、マニュアルなどリンク先をまとめて記載しております。

簡単ですが、以上で手引きの説明を終わります。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 最後に資料8、産婦健康診査実施要綱（案）についてご説明いたします。

こちらは、各区市町村が要綱を定める際の標準的な要綱となります。対象や実施機関、実施方法などを具体的に記載しております。

25ページの第4、実施方法及び内容の5では、実施機関や区市町村等との連携に関する内容も記載しております。

また、第5以降では、受診票に関する取決めや健診委託料等の請求について記載しております。公費負担額の単価につきましては、要綱には記載せず、別途締結する委託契約書の中に記載することになります。

なお、本日は、申請様式等の詳細は添付しておりませんが、先ほどご説明した受診票や連絡票については要綱の様式として位置づけることとしております。

こちらの要綱に加え、制度開始時期や公費負担額の単価等について、今後、五者協への付議を予定しております。

標準要綱の説明は以上になります。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまご説明させていただきました事務の手引きや標準要綱に沿って健診を実施してまいりたいと考えております。

今の内容、また、その前にお話しした内容も含めまして、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

兵藤先生、お願いいたします。

○兵藤委員 10月以降に出産になった人の、2週間なり1か月健診からということでしたよね。

○砂賀事業連携担当課長 はい、そうでございます。

○兵藤委員 この表で、ただただ、この外来で事務作業をするクラークさんとか助産師さんとかのことを考えると、この票自体は、もうこの半年ぐらい前から受診票をされているから、産婦さんが持ってきたときに、この人はこれが使える人だ、この人はこれが使えない人だという仕分をしなきゃいけなくなっちゃうのがとても面倒くさそうだなというのがすごく気になって、要は、この表で言ったら1番目と4番目の人は使える、2番目と3番目の人は使えないから、この人はどっちだっけとカルテを見ながらという作業になるので、私の率直な希望としては、10月1日以降、この受診票を持っている人は使えるとなると、すごく楽です。ただただ、それだけです。

ただ、その辺は、何かいろいろ財政上、面倒とかだったらあれですけど、ただ、これどおりにやると、やることを想像したら、すごく面倒くさいなと思います。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 自治体の立場として、葛飾区さん、八王子市さん、瑞穂町さん、いかがでしょうか。八王子市さん、お願いいたします。

○星野委員 兵藤先生、ありがとうございます。

私のほうも、八王子市のほうもお話を聞きながら、問合せを受けたときに、やっぱり回答しやすい形で統一したいなと思いがあまして、10月1日以降で産婦健診を受け

る者というふうにしていただけたほうがすっきりするというふうを考えました。

以上です。お願いします。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

葛飾区さん、いかがでしょうか。

○柳池委員 葛飾区です。

葛飾区においても確かに①が一番分かりやすい事例で、ただ、そうはいつでも②、③のような様々なパターンが出てくることが想定はされると思いますので、最低限、この①、②、③という基準を設けることで、逆にこれ以上は対象外ですよというふうな一定の線引きなのかなとは拝見しております。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

瑞穂町さん、いかがでしょうか。まだ実施されていないと思いますが、今後について、ご検討される中で教えていただければと思います。

○島崎委員 町のほうでも、八王子市さんなんかがおっしゃるとおり、統一していただければ、それは助かるなというふうには思っております。住民の方にも一番分かりやすい形で、できればいいのかなというふうには思っております。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そうしますと、10月1日以降にご利用になった方という整理が一番分かりやすいというご意見でよろしいのでしょうか。

○兵藤委員 そうですね、もちろん、これは10月の1か月ぐらいの間だけのことではあるんですけど、外来をやっているほうは、これ、今日からこの票が使えるんだよが一番分かりやすくいいんですけど。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

実は事務局でもかなり議論をして、案としてお出ししているもので、絶対的な結論を持っているわけじゃないんですけども、今、10月1日以降に生まれた方というふうにして理由としましては、産婦健診自体が、出産後2週間もしくは1か月の中で受けていただくというところで、非常に時期が大事だというふうには考えております。10月1日以降に受けた方としますと、場合によっては、券が使えるまで1回目の健診を待とうということで、例えば8月とかに生まれた方が、適切な時期に健診を受けられないということもあるのではないかという懸念があって、線引きをさせていただいたということがあります。

どの方式を取っても、住民の皆様への丁寧な説明というのは必要になりますので、まさに皆様のご意見をいただいて、決めていくところだと思いますが、いかがでしょうか。皆さん、率直にご意見をいただければありがたいと思います。

○兵藤委員 さすがに1か月健診は、お産したところで予約してとかとやるので、たとえそのことを知っていたとしても、それぞれの施設が、そんなに予約を入れてくれないよ

うな気がするんですけど。そこの心配はあまりなくて大丈夫だと思いますが。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

落合先生、いかがでしょうか。

○落合委員 確かにこの償還払いにするとかではなくて、券を持ってきた人はみんな同じようにやっていただくというのが一番スムーズかなという気はします。

ただ、事務局でいろいろお考えになってのことかもしれないけど、どうして、私は使えないのとか、何かそういう人たちがいろいろ出てきそうな気もするので、すんなりやったほうが一番スマートかなと、そんなふうには思いますね。

○砂賀事業連携担当課長 ご意見をありがとうございます。

実は、区市町村の皆様からも10月1日開始にあたり、対象をどう定義するかというのは、色々なご意見をいただいていたところでございます。

その中には、今日、皆様にご意見いただきましたように、10月1日から受診された方、券を持っている方は使えるようにするのが分かりやすいというご意見もいただいております。事務局としても、非常に判断をしかねているところでございますので、今日、いただいたご意見も含めまして、区市町村の皆様のご意見もうかがった上でこちらで決めさせていただくという形でいかがでしょうか。

○兵藤委員 よろしくをお願いします。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

全員の意見を合わせられるかというのは分からないんですけども、最大公約数的なところで、皆様と合意できる点を見つけていければと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

八王子市さん、先ほど手を挙げていただいていたんですが、もしこれに関するものでなければ、またお願いいたします。

○星野委員 ありがとうございます。

また別なことでも意見があったので、1点、お伝えします。

死産と流産の方もこちらの対象だということで、こちらの要綱に書かれているわけですが、先ほどまであったアンケートの取扱いですとか、そういったあたりも何か病院の方が分かりやすいように記載がされるものなのか、その点について質問をしたかったということになります。

以上です。すみません、書いてありましたかね。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 記載させていただいておりますし、また研修等でその辺りはさらに補っていくことになるかなと思っております。

ありがとうございます。

○星野委員 ありがとうございます。

○砂賀事業連携担当課長 そのほか、ございますでしょうか。

海老澤先生、すみません、入っていただいている中でお話しできていなくて大変恐縮です。もし、今までのところで、お気づきの点などがございましたら、お願いできますでしょうか。海老澤先生、いかがでしょうか。

○海老澤委員 すみません。ごめんなさい、よく聞こえなかったもので、すみませんでした、指名されています。

いや、特にないんですけれども、そうですね、このアンケートの結果とか、報告次第で、精神科のほうに紹介されてくるということがあると思うんですけれども、このエンジンバラのアンケートの結果については添付されることが多いですねというか、添付していただけるんですよね。精神面の点数だけでなく、内容というものも知ることができるわけですよね。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 事務局、藤原でございます。

本日、お示ししています受診票そのものが精神科のほうに行くということはないですけれども、その中での2次質問も含め、必要なことがこの連絡票の中に記載されて届けられるというふうな想定はしておりますが、いかがでしょうか。

○海老澤委員 できましたら、このアンケートの内容、内容というのは精神面のアンケートの内容をそのまま送っていただくと、多分どこの精神科医もありがたいかなというふうには思うんですけれども。

こう言ったらなんですけど、もう一回聞かないといけないというふうなことになるまして、聞く分には構わないんですけど、患者さんの負担になるのかなと思いますので、できればピンポイントで聞きたいとか、そういうふうなものもありますので、このアンケートの内容だけで、一部の内容だけでいいんですけれども、それをちょっとお知らせいただくと、とてもありがたいと思います。ご検討いただければと思います。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） ありがとうございます。

葛飾区さん、八王子市さん、いかがでしょうか。ケース・バイ・ケースで、それぞれのご判断があるのかなというふうに思いますが、教えていただければと思います。

葛飾区さん、お願いできますか。

○柳池委員 葛飾区ですが、細かくアンケートそのものを紹介させていただく医療機関の先生方には、お送りはしていないということで、ご本人からも、また改めて言っただきますし、こちらのほうからは、必要に応じてご連絡、お電話でさせていただいて、状況などを伝えさせていただいているという状況でございます。

よろしく申し上げます。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 八王子市さんもよろしいですか。

○星野委員 先生、ご質問をありがとうございます。

八王子市のほうでは、医療機関から直接精神科のほうの先生方に紹介状を発行してくださったかどうかということについては連絡票に記載があるのですが、その紹介状の中身について、こちらに同じものが来る形ではない関係で、アンケートそのものが医療機

関から精神科のほうに行っているかということが、すみません、今の時点で分からないんですけれども、どちらかというと、医療機関から直接精神科ということよりは、こちらで連絡票を頂いた後に訪問で会ったり、経過を市町村のほうで少し見た中で、やはり医療機関の受診が必要だというときに、ご連絡をさせていただくという形を取っているので、これそのものをコピーしたりということはあまり聞かないんですけれども、そういった先生方が欲しいということについては、今日、認識をしておりますので、ちょっとどういった運用がいいかは、また東京都さんともご相談していけたらいいのかなというふうに感じました。

以上です。

○海老澤委員 ありがとうございます。

そうしましたら、もしと言うのであれば、紹介される精神科の医療機関のほうで、このアンケート用紙、エジンバラのこの用紙を準備しておいたほうが良いというのはあるわけですね。

もしかしたら、資料としてそのアンケート結果が添付されない可能性が高いのであれば、受診した時点でどうかというのは準備しておいたほうが良いかなというところですかね。そのほうが早いですね。

もう一回、どっちにしても、そうですね、精神科を普通に受診すると、SDSかHAM-Dか、どっちか、鬱病の指標と簡易検査があるので、それをやってもらうことになるんですけれども、それよりも、もうちょっと妊産婦に特化したような内容のほうがふさわしいかなというふうに思いますので、この事業に参加するというか、後で精神科の診療所を登録するところを募るんじゃないのかなと思うんですけれども、そこには、これをやってもらうようにする。こういうものもありますという、紹介か何かをしていただければと思います。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） はい、承知いたしました。

○海老澤委員 本当は検査結果を頂くのが一番いいんですけれども、ちょっとそれが無理でしたら、医療機関で受診したときに、これをもう一回やってもらうというふうなことをお勧めしていただくとありがたいかなと思います。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） アンケート結果については、ケースごとに、また区市町村と医療機関との連絡の中で、必要に応じて対応していただくということになるかとは思いますが、精神科医療機関のほうにEPDSのご案内をするなどは今後していきたいと思います。

○砂賀事業連携担当課長 海老澤先生、ありがとうございます。急に振って申し訳ございませんでした。

兵藤先生、手を挙げていらっしゃると思いますので、お願いいたします。

○兵藤委員 今のお話なんですけど、ちょっと急ぎじゃなくても精神科の医療機関に連絡する、相談するということはあるかと思うんですけど、そういった場合に、医療機関に、

この人がこういうことになったので連絡しますということ、お産した、要は産婦健診を行った医療機関にも連絡はされますか。もし、されるのであれば、そのときに、どこそこに相談するので、何か情報を送ってくださいというのはありだと思んですけど、行政のほうから医療機関宛てに。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） はい、ありがとうございます。

八王子市さん、では、お願いします。

○星野委員 ありがとうございます。

先生がおっしゃるように、そういった方法も取れるかなと思いますのと、通常、本当に緊急に必要な紹介状が発行される場合は、医療機関から医療機関宛てに直接紹介状をやり取りいただいている関係で、そういうふうに添付いただいている先生も多いのかなというふうに思いますし。

○兵藤委員 そうじゃない場合。

○星野委員 そうですね、そうじゃない場合については、そういった依頼をするというのも本当に一つの方法だと、大事な方法かと思います。

○兵藤委員 そこで依頼すれば、もうそれ、最初に言ったように、何か医療機関には控えがあるわけですから、それも送ってもらえたら、先方がすごく助かりますというふうに添えていただければ、すごくいい感じになるのではないかと考えます。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） ご意見をありがとうございます。

ほかに、今の委員の方々からのご意見に対してご意見はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

（なし）

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） では、今の医療機関から、産科からのプラスの情報提供をしていただくということも、そのケースによって、区市町村と医療機関等で連絡を取っていただく中で、進めていただくということで、全体としてはよろしいでしょうか。こうでなければいけないというかつちりとした決めではなくということで、手引きのほうに、そういったことも可能であるということ、書き加えたほうが良いというご意見だったと理解しております。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

○砂賀事業連携担当課長 皆さん、いろんなご意見をありがとうございます。

時間も迫ってまいりましたので、全体を通して追加でご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

八王子市さん。

○星野委員 ごめんなさい、1点だけ。

すみません、3枚複写のところの最後の総合判定の経過観察のところ、身体とメンタルヘルスだけは産婦に行かないというところが、複写でうまくいくのかがちょっとそこだけ心配だったので、意見だけ述べておきたかったということです。

以上です。お願いします。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） そちらの複写に関しましては、印刷業者等を含めて確認してまいりたいと思います。

○星野委員 ありがとうございます。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そうしましたら、こちらをもちまして、本日の検討会を終了させていただきます。

1点、大きなところで、来年の10月1日開始というところで、その対象をどうされるかということにつきましては、今日の検討会の中では、10月1日以降に受診された方が一番分かりやすいのではないかというご意見をいただいたと認識しております。こちらにつきましては、実施主体となります区市町村の皆さんのご意見も含め、事務局にてトータルで意見をまとめて決定していきたいと思っております。

ここまで、第3回までにご議論いただきました健診の制度、項目であったりですとか、金額であったり、10月から始めるということ、また、本日お示しした実施要綱について、この秋に開催されます五者協に付議していきたいと思っておりますので、それまでにまた大きな変更等があれば、皆様とご相談させていただきながら、進めていきたいと思っております。

次回、もし、五者協でご了承いただけるようであれば、もっともっと具体的な実務レベルの検討も含めまして、年明け、2月頃に第4回の検討会を実施してまいりたいと思っております。日程につきましては、別途で調整をお願いしたいと思います。

本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお申し上げます。

（午後 7時58分 閉会）